

第六三回

参第一九号

食品衛生法等の一部を改正する法律（案）

（食品衛生法の一部改正）

第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「食品衛生法目次」を「食品法目次」に、「標示」を「表示」に、「食品衛生調査会」を「食品審議会」に改める。

題名を次のように改める。

食品法

第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、食品等に関し、人の健康の保持を図るために必要な規制を行なうとともに、一般消費者の選択に資するため適正な表示が行なわれるようにし、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条中第六項及び第七項を削る。

第五条第一項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 食品又は添加物として用いることを目的とする化学的合成品（厚生大臣の指定する化学的合成品を除く。）及びその製剤並びに当該化学的合成品又はその製剤を添加物として含む食品は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

前項の指定は、政令で定める試験検査の結果に基づき、人の健康の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、することができる。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 厚生大臣が定める場合を除いては、放射線を照射した食品又は添加物（これを含む食品を含む。）は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

前条第二項の規定は、前項の厚生大臣の定めについて準用する。

第七条第一項中「公衆衛生の見地から」を「人の健康の保持を図るため」に改め、「成分」の下に「（その食品又は添加物に含まれ、又は附着している物を含む。）」を加える。

「第四章 標示」を「第四章 表示」に改める。

第十一条第一項中「公衆衛生の見地から」を「人の健康の保持を図るため」に、「標示」を「表示」に改め、「必要な基準」の下に「（一定の名称を用いるべき旨又は用いてはならない旨の定めを含む。第十一条の三第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「標示」を「表示」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 損傷の隠ぺい、偽装その他の事由により、一般消費者の選択を誤らせるおそれがある食品又は添加物は、販売し、又は販売の用に供するために陳列してはならない。

第十一条の三 厚生大臣は、一般消費者の選択に資するため、販売の用に供する食品又は添加物で適正な表示をすることが特に必要であると認められるものの表示につき、関係行政機関の長の意見をきいて、必要な基準を定めることができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により定められた基準を守らない営業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指示に従わない営業者があるときは、その旨を公表することができる。

第十二条を次のように改める。

第十二条 何人も、食品、添加物、器具又は容器包装に関して、人の健康の保持に支障を及ぼすおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝をしてはならない。

第四章中第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 前条の規定に該当する場合を除くほか、何人も、食品又は添加物に関して、一般消費者の選択を誤らせるおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝をしてはならない。

第十二条の三 販売の用に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他の人の健康の保持を図る特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生大臣の行なう登録を受けなければならない。

前項の登録を受けようとする者は、その登録のための審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

厚生大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、省令の定めるところにより審査し、当該食品が当該用途に適し、かつ、当該表示が適正であると認めるときは、当該食品につき、商品名、表示の内容その他省令で定める事項を登録しなければならない。

前項の規定による登録を受けて表示をする者は、省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

厚生大臣は、第三項の規定による登録を受けて表示をする者が前項に規定する表示をせず又は虚偽の表示をしたときは、当該登録を取り消すことができる。

前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、省令で定める。

第十四条第一項中「公衆衛生の見地から」を「人の健康の保持を図るため」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「手数料」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の製品検査を受けようとする者は、製品検査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十五条及び第十六条中「標示」を「表示」に改める。

第十七条第一項中「必要があると認めるときは」を「この法律（第十一条の三を除く。）に規定する権限を行使するために必要な限度において」に、「営業を行う者」を「営業者」に、「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「臨検し」を「立ち入り」に、「限度において」を「最少数量に限り」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に、「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「臨検検査」を「立入検査」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣又は都道府県知事は、第十一条の三に規定する権限を行使するために必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品若しくは添加物の表示の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「食品衛生」を「飲食に係る人の健康の保持」に改め、同条第二項を次のように改める。

食品衛生監視員は、厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が、国、都道府県又は保健所を設置する市の職員のうちから命ずる。

第十九条の二を第十九条の三とし、第五章中第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 第十七条第二項に規定する当該職員の職権及び食品等の表示の適正化に関する指導（食品衛生監視員の職務に属するものを除く。）の職務を行なわせるために、国及び都道府県に食品表示監視員を置く。

食品表示監視員は、厚生大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから命ずる。

前二項に定めるもののほか、食品表示監視員の資格その他食品表示監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

厚生大臣又は都道府県知事は、食品衛生監視員をして、食品表示監視員の職務を行なわせることができる。

第二十二条中「乃至第六条」を「、第五条、第六条第一項、第六条の二第一項」に、「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「食品衛生上の危害を除去する」を「飲食に係る人の健康の保持の」に改める。

第二十三条中「第十一条第二項」の下に「、第十二条の三第一項」を加え、「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改める。

第六章中第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前三条の処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条の三 第二十条に規定する営業に係る営業者及びその使用人で、食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列又は授受の業務に従事するものは、毎年二回以上結核その他省令で定める疾病の有無につき、都道府県知事の行

なう健康診断を受けなければならない。

都道府県知事は、前項の健康診断の結果その従事者の就業が公衆衛生上不適当と認める場合には、期間を定めてその就業を禁止することができる。

「第七章 食品衛生調査会」を「第七章 食品審議会」に改める。

第二十五条第一項中「食中毒の防止に関する事項、食品添加物公定書の作成に関する事項その他食品衛生」を「飲食に係る人の健康の保持及び食品等の表示」に、「食品衛生調査会」を「食品審議会」に改め、同条第二項及び第三項中「食品衛生調査会」を「食品審議会」に改め、同条第四項中「食品衛生調査会」を「食品審議会」に、「関係行政庁の官吏又は吏員」を「関係行政機関の職員」に、「及び学識経験のある者」を「(次項において「事業従事者」という。)学識経験のある者及び一般消費者を代表する者」に改め、同条第五項及び第六項中「食品衛生調査会」を「食品審議会」に改め、同条第七項中「前六項」を「前各項」に、「食品衛生調査会」を「食品審議会」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

一般消費者を代表する者である委員の数は、事業従事者である委員の数を下らないものとする。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 第十九条第一項の食品衛生監視員及び第十九条の二第一項の食品表示監視員の設置に要する経費その他都道府県若しくは保健所を設置する市又はこれらの長がこの法律の規定により行なう事務に要する経費については、国は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十三条第一項の規定に基づき必要な財源措置を講じなければならないものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 厚生大臣及び都道府県知事は、人の健康の保持及び一般消費者の選択に資するため、食品及び添加物に関し、依頼に応じて、指導、助言及び試験検査を行なうように努めるものとする。

第二十九条第一項中「第九条乃至」を「第九条から第十一条まで、」に、「第十四条乃至」を「第十四条から第十六条の二まで、第十七条第一項及び第三項、第十八条、第十九条、第十九条の三から第二十四条の二まで、」に、「、第二十七条及び前条」を「並びに第二十七条から前条まで」に改め、同条第二項中「第八条乃至第十条」を「第八条から第十条まで、第十一条第二項、第十一条の三第二項及び第三項」に、「乃至第十九条」を「から第十九条の二まで」に、「及び第二十二條乃至第二十四條」を「並びに第二十二條から第二十四條の三まで」に改める。

第二十九条の二中「第十九条の二及び」を「第十九条の三、」に、「第二十四条までの各条」を「第二十四条の三まで及び第二十八条の二（人の健康の保持に係る部分に限る。）」に改める。

第三十条第一項中「又は第六条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）」

を「、第六条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十条の二第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十一条各号列記以外の部分中「五千元」を「五万円」に改め、同条第三号中「営業を行つた者」を「営業（同項に規定する食品を供与する業務を含む。）を行なつた者」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 第十一条の二、第十二条の二又は第十二条の三第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十二条各号列記以外の部分中「五千元」を「三万円」に改め、同条第一号中「第十七条第一項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第十七条第一項又は第二項（それぞれ第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「当該官吏吏員の臨検検査」を「当該職員の立入検査」に改め、同条第二号中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「第十九条の二第六項」を「第十九条の三第六項」に改める。

第三十二条の二中「第十九条の二第三項」を「第十九条の三第三項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）」に、「又は添加物」を「、添加物又はおもちゃ」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 第二十四条の三第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による就業禁止の処分に違反した者は、五千元以下の罰金に処する。

（栄養改善法の一部改正）

第二条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（栄養補給食品の表示）」に改め、同条第一項を次のように改める。

販売の用に供する国民保健上重要な食品で厚生大臣が指定するものにつき、栄養成分の補給ができる旨の表示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十二条第四項中「標示」を「表示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「標示」を「表示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の栄養成分は、厚生大臣が食品ごとに定めるものとする。

第十六条の見出し及び同条第一項中「特殊栄養食品」を「栄養補給食品」に改め、同項中「標示」を「表示」に改め、同条第三項中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「特殊栄養食品」を「栄養補給食品」に、「標示」を「表示」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「標示内容」を「表示内容」に改める。

第十九条第一項中「特殊栄養食品の標示」を「栄養補給食品の表示」に改める。

(農薬取締法の一部改正)

第三条 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十条の三の規定により使用基準が定められている種類に属する農薬については、申請書に記載する使用方法又は使用上の注意事項が当該使用基準に適合していないとき。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 第二条の登録を受けた者は、第十条の三の規定により使用基準が設定され、又は変更されることにより登録票に記載する第二条第二項第四号の使用方法が当該使用基準に適合しないこととなるときは、その使用方法を当該使用基準に適合するように変更するため、その設定又は変更の期日の二週間前までに、省令で定める事項を記載した申請書及び登録票を農林大臣に提出して、当該登録票の書替交付を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る使用方法が当該使用基準に適合すると認めるときは、遅滞なく、当該登録票を書き替えて交付しなければならない。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(使用基準)

第十条の三 農林大臣は、農薬の使用により食品又は添加物に含有される有害成分が食品法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七条第一項の規定により定められた食品又は添加物の成分の規格に適合しないこととなることを防止するため、農薬の種類ごとに、必要な使用基準を定めるものとする。

2 第一条の二第二項の規定は、使用基準を設定し、変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。

第十二条第一項中「又は農薬の使用が」の下に「第十条の三の規定により定められた使用基準に適合しないか又は」を加え、「人畜又は」を「人畜若しくは」に改める。

第十六条中「変更しようとするとき、」の下に「第十条の三の規定により使用基準を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、」を加える。

第十八条第一号中「第六条第二項」の下に「、第六条の三第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年六月一日から施行する。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の食品衛生法第六条(同法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により人の健康をそこなうおそれがないものとして定められている化学的合成物は、改正後の食品法(以下「新法」という。)第六条第一

項（新法第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の指定がされたものとみなす。

2 新法第六条第一項の規定は、この法律の施行の際現に一般に食品として販売されている化学的合成品及びその製剤で厚生大臣の指定するものについては、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。ただし、同項の指定は、その期間内においてもすることができる。

3 厚生大臣は、新法第六条第一項の指定の基礎とすべき試験検査が時日を要するためにやむを得ない必要があると認めるときは、その必要があると認める食品につき、前項の期間を一年をこえない範囲内において延長することができる。

第三条 この法律の施行の際現に改正前の栄養改善法第十二条第一項の規定による乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第十二条の三第一項の規定にかかわらず、従前の例により当該許可に係る標示をすることができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し登録又は登録拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（栄養改善法の一部改正に伴う経過規定）

第四条 この法律の施行前にした改正前の栄養改善法第十二条第一項の規定に違反する行為で、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第九号中「食品衛生」を「食品等に係る規制」に改める。

（風俗営業等取締法の一部改正）

第六条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「栄養食品の標示」を「栄養補給食品の表示」に改め、同条第三十二号中「容器包装」の下に「（以下この号において「食品等」という。）」を加え、「必要な製品検査を行うこと」を「及び必要な製品検査を行ない、並びに食品等の表示につき、必要な基準を定めること」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十二の二 食品法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に定める特定用途向食品の登録をすること。

第五条第三十四号を次のように改める。

三十四 食品衛生監視員をして食品法又は栄養改善法の定める営業施設につき、必要

な立入検査を行なわせ、必要な場合において試験用物品を収去させ、及び食品表示監視員をして食品法の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせること。
第九条の二第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装（次号において「食品等」という。）に関し、人の健康の保持を図るために必要な規制を行なうこと。

九 食品等に係る表示の適正化に関すること。

第十八条第一項第三号中「特殊栄養食品」を「栄養補給食品」に改める。

第二十九条第一項の表中食品衛生調査会の項を次のように改める。

食品審議会	厚生大臣の諮問に応じて、飲食に係る人の健康の保持及び食品等の表示に関する重要事項を調査審議すること。
-------	----------------------------------------------------

（死体解剖保存法の一部改正）

第八条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第七条第四号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

（農林物資規格法の一部改正）

第九条 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第十条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

（製菓衛生師法の一部改正）

第十一条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

（環境衛生金融公庫法の一部改正）

第十二条 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

理 由

食品等に関し、人の健康の保持を図るため必要な規制を強化するとともに、一般消費者の選択に資するため表示の適正化を図る措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約四億円の見込みである。